

平成 30 年 11 月 16 日

顧問事業所 各位

社会保険労務士法人幸和会
代表社員 松山延寿

働き方改革関連法のポイントと実務対応セミナー 開催のご案内

平素は当法人に対しまして、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、いよいよ来年4月より順次、働き方改革法案が施行されていきます。御事業所におかれましては、働き方改革関連法の施行に向けてご準備を進めておられるものと拝察いたします。

当法人では、働き方改革関連法の施行に備え、顧問事業所様限定で標記のセミナーと相談会を下記の要項で開催いたします。働き方改革関連法の施行に向けて、下記「ポイント」に沿ってご説明させて頂きます。また、セミナー終了後は、個別相談会にて事業所別にご相談にも応じます。

公私何かとお忙しい中とは存じますが、ぜひご出席いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

◇日 時 : 平成 31 年 1 月 18 日(金) 受付開始:13:30
 セミナー : 14:00 ~ 15:30
 個別相談会 : 15:30 ~ 16:30 (希望者のみ)

◇場 所 : ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 203 会議室
(滋賀県大津市におの浜 1-1-20 TEL:077-527-3315)

◇ポイント : ① 時間外労働の上限規制
 ② 年次有給休暇の年5日取得義務化
 ③ その他の関連法案について

◇講 師 : 社会保険労務士 池之内 孝介(当法人所属)

◇参加費 : 無料(ただし、資料代として 1 事業所につき当日 1,000 円頂きます)

※1 事業所より複数名ご参加頂いても結構です。

※会場の都合上、人数に限りがございますので、お早目のお申込みをお願い致します。

※お車でお越しの際は誠に恐縮ですが、駐車料金のご負担をお願い致します。

参加連絡票

事業所名 _____

参加者ご氏名 _____

参加者ご氏名 _____

返送先：社会保険労務士法人幸和会
FAX：077-524-7914